

【参考資料】

令和8年第1回奥州市議会定例会

条例議案 新旧対照表

- | | |
|-------|---|
| 議案第4号 | 奥州市立学校給食センター条例の一部を改正する条例 |
| 議案第5号 | 奥州市岩手競馬経営改善推進資金貸付基金条例の一部を改正する条例 |
| 議案第6号 | 奥州市地区センター条例の一部を改正する条例 |
| 議案第7号 | 奥州市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 |

奥州市立学校給食センター条例新旧対照表

改 正 後			現 行		
(名称、位置及び所管学校)			(名称、位置及び所管学校)		
第2条 給食センターの名称、位置及び所管学校は、次のとおりとする。			第2条 給食センターの名称、位置及び所管学校は、次のとおりとする。		
名称	位置	所管学校	名称	位置	所管学校
奥州市立東水沢学校給食センター	奥州市水沢佐倉河字瀬ノ上2番地5	奥州市立常盤小学校 奥州市立佐倉河小学校 奥州市立水沢中学校 奥州市立東水沢中学校	奥州市立東水沢学校給食センター	奥州市水沢佐倉河字瀬ノ上2番地5	奥州市立佐倉河小学校 奥州市立水沢中学校 奥州市立東水沢中学校 奥州市立水沢南中学校
略	略	略	略	略	略
奥州市立江刺学校給食センター	奥州市江刺岩谷堂字小境1番地	奥州市立岩谷堂小学校 奥州市立江刺愛宕小学校 奥州市立田原小学校 奥州市立江刺ひがし小学校 奥州市立稻瀬小学校 奥州市立江刺第一中学校	奥州市立江刺学校給食センター	奥州市江刺岩谷堂字小境1番地	奥州市立岩谷堂小学校 奥州市立江刺愛宕小学校 奥州市立田原小学校 奥州市立江刺ひがし小学校 奥州市立稻瀬小学校 奥州市立江刺第一中学校
奥州西学校給食センター	奥州市胆沢小山字道場66番地 <u>10</u>	奥州市立水沢小学校 奥州市立水沢南小学校 奥州市立前沢小学校 奥州市立胆沢第一小学校 奥州市立南都田小学校 奥州市立若柳小学校 奥州市立衣川小学校 奥州市立衣里小学校 奥州市立水沢南中学校 奥州市立前沢中学校 奥州市立胆沢中学校 奥州市立衣川中学校	奥州市立胆沢学校給食センター	奥州市胆沢小山字菅谷地123番地2	奥州市立胆沢第一小学校 奥州市立南都田小学校 奥州市立若柳小学校 奥州市立衣川小学校 奥州市立衣里小学校 奥州市立胆沢中学校 奥州市立衣川中学校
(運営協議会)			(運営協議会)		

奥州市立学校給食センター条例新旧対照表

改 正 後	現 行
第4条 給食センターの運営を適正かつ円滑に行うため、奥州市学校給食運営協議会（以下「運営協議会」という。）を設置する。	第4条 給食センター（奥州市立水沢小学校、奥州市立水沢南小学校及び奥州市立常盤小学校に設置する単独調理場を含む。）の運営を適正かつ円滑に行うため、奥州市学校給食運営協議会（以下「運営協議会」という。）を設置する。

奥州市岩手競馬経営改善推進資金貸付基金条例新旧対照表

改 正 後	現 行
(基金の額) 第2条 基金の額は、 <u>80億1,431万5,168円</u> とする。	(基金の額) 第2条 基金の額は、 <u>80億6,571万8,033円</u> とする。

奥州市地区センター条例新旧対照表

改 正 後				現 行																																													
別表第1（第2条関係）				別表第1（第2条関係）																																													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td><td>略</td></tr> <tr> <td>奥州市伊手地区センター</td><td>奥州市江刺伊手字西風102番地</td></tr> <tr> <td>略</td><td>略</td></tr> </tbody> </table>				名称	位置	略	略	奥州市伊手地区センター	奥州市江刺伊手字西風102番地	略	略	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td><td>略</td></tr> <tr> <td>奥州市伊手地区センター</td><td>奥州市江刺伊手字西風54番地</td></tr> <tr> <td>略</td><td>略</td></tr> </tbody> </table>				名称	位置	略	略	奥州市伊手地区センター	奥州市江刺伊手字西風54番地	略	略																										
名称	位置																																																
略	略																																																
奥州市伊手地区センター	奥州市江刺伊手字西風102番地																																																
略	略																																																
名称	位置																																																
略	略																																																
奥州市伊手地区センター	奥州市江刺伊手字西風54番地																																																
略	略																																																
別表第2（第8条関係）				別表第2（第8条関係）																																													
1 施設使用料				1 施設使用料																																													
(1)～(12) 略				(1)～(12) 略																																													
(13) 奥州市伊手地区センター				(13) 奥州市伊手地区センター																																													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>使用区分</th><th>基本使用料</th><th>付加使用料の適用区分</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>会議室</td><td>200円</td><td>適用区分1</td></tr> <tr> <td>研修室</td><td>200円</td><td></td></tr> <tr> <td>調理室</td><td>200円</td><td></td></tr> <tr> <td>児童室</td><td>200円</td><td></td></tr> <tr> <td>多目的ホール</td><td>400円</td><td>適用区分2</td></tr> <tr> <td>略</td><td>略</td><td>略</td></tr> </tbody> </table>				使用区分	基本使用料	付加使用料の適用区分	会議室	200円	適用区分1	研修室	200円		調理室	200円		児童室	200円		多目的ホール	400円	適用区分2	略	略	略	<table border="1"> <thead> <tr> <th>使用区分</th><th>基本使用料</th><th>付加使用料の適用区分</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>会議室</td><td>200円</td><td>適用区分1</td></tr> <tr> <td>研修室</td><td>200円</td><td></td></tr> <tr> <td>調理室</td><td>200円</td><td></td></tr> <tr> <td>和室</td><td>200円</td><td></td></tr> <tr> <td>子供室</td><td>200円</td><td></td></tr> <tr> <td>略</td><td>略</td><td>略</td></tr> </tbody> </table>				使用区分	基本使用料	付加使用料の適用区分	会議室	200円	適用区分1	研修室	200円		調理室	200円		和室	200円		子供室	200円		略	略	略
使用区分	基本使用料	付加使用料の適用区分																																															
会議室	200円	適用区分1																																															
研修室	200円																																																
調理室	200円																																																
児童室	200円																																																
多目的ホール	400円	適用区分2																																															
略	略	略																																															
使用区分	基本使用料	付加使用料の適用区分																																															
会議室	200円	適用区分1																																															
研修室	200円																																																
調理室	200円																																																
和室	200円																																																
子供室	200円																																																
略	略	略																																															
(14)～(35) 略				(14)～(35) 略																																													
2 略				2 略																																													
備考 略				備考 略																																													

奥州市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改 正 後	現 行
(乳児等通園支援事業所の職員の一般的要件)	(乳児等通園支援事業者の職員の一般的条件)
第10条 乳児等通園支援事業所の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際にについて訓練を受けたものでなければならない。	第10条 乳児等通園支援事業者の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際にについて訓練を受けたものでなければならない。
(乳児等通園支援事業所の職員の知識及び技能の向上等)	(乳児等通園支援事業者の職員の知識及び技能の向上等)
第11条 乳児等通園支援事業所の職員は、常に自己研鑽に励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。	第11条 乳児等通園支援事業者の職員は、常に自己研鑽に励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。
2 略	2 略
(虐待等の禁止)	(虐待等の防止)
第14条 乳児等通園支援事業所の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	第14条 乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。
(秘密保持等)	(秘密保持等)
第19条 乳児等通園支援事業所の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。	第19条 乳児等通園支援事業者の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
2 略	2 略
(乳児等通園支援事業の区分)	(乳児等通園支援事業の区分)
第21条 略	第21条 略
2 略	2 略
3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。）又は家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。）を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数（以下この項において「利用児童数」という。）がその施設又は事業に係る利用定員（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項又は第29条第1項の確認において定める利用定員をいう。）の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。	3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。）又は家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。）を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数（以下この項において「利用児童数」という。）がその施設又は事業に係る利用定員の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。
(準用)	(準用)
第27条 第24条及び第25条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。	第27条 第24条及び第25条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。この場合において、第24条中「一般型乳児等通園支援事業」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業」とし、第25条中「一般型乳児等通園支援事業を行う者」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業を行う者」と

奥州市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改 正 後	現 行
<p>(電磁的記録)</p> <p>第28条 乳児等通園支援事業者及びその乳児等通園支援事業所の職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。</p>	<p><u>する。</u></p> <p>(電磁的記録)</p> <p>第28条 乳児等通園支援事業者及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。</p>